

第四十七号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
別表第二都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく審査の事務に限る。）の表一の項中

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円
--------------------------------------	-------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万六千円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円

に、

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円
-----------------------------------	-------

を

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万六千円
建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十八万円
--------------------------------------	------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十三万八千円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十八万円

に、

中

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円
-----------------------------------	-------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	一万千円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円
--------------------------------------	-------

を

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以内のもの	三十万円
建築物の延べ面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円

に改め、同表二の項

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円
-----------------------------------	---------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	三十万円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円
--------------------------------------	---------

を

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万千円
建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	九万六千円
--------------------------------------	-------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	七万二千円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	九万六千円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円
--------------------------------------	--------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十五万四千円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円

に、

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円
-----------------------------------	--------

を

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十五万四千円
建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円

に改める。

別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成

二十七年法律第五十三号)に基づく審査の事務に限る。)の表一の項中

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千百円
-------------------------------------	--------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万六千七百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千百円

に、「及び省令第十条第一号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表(五の項を除く。)」を「を用いて評価する方法をいう。二の項、五の項及び六の項」に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
-------------------------------------	----------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十一万七千七百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円

に、「及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表(五の項を除く。)」を「を用いて評価する方法をいう。二の項、五の項及び六

の項」に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千百円
-------------------------------------	----------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十八万四千四百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千百円

に改め、同表二の項中

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千百円
-------------------------------------	--------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万千八百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千百円

に、
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

十万二千百円

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	七万七千六百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千百円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千百円
-------------------------------------	----------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千百円

に改め、同表三の項中「第三十条第一項の」を「第三十五条第一項の」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十条第一項各号」を「第三十

五条第一項各号」に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

二万七千百円

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万六千七百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千七百円

に改め、「モデル建物法」の下に「（一

次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ
(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負
荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用
いて評価する方法をいう。四の項において同じ。」を加え、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
-------------------------------------	----------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十一万七千七百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円

に、「標準入力法等」の下に「（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネ
ルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。四の
項において同じ。）」を加え、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千七百円
-------------------------------------	-----------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十八万四千四百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千七百円

に改め、同表四の項中「第三十一条第一

項」を「第三十六条第一項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」

に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十条第一項各号」を

「第三十五条第一項各号」に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千二百円
-------------------------------------	---------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万千八百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千二百円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千二百円
-------------------------------------	---------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万七千六百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千二百円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千二百円
-------------------------------------	-----------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千二百円

に改め、同表五の項中「第三十六条第一

項」を「第四十一条第一項」に、「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千百円
-------------------------------------	--------

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千百円

に改め、「（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて

評価する方法をいう。）」を削り、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
-------------------------------------	----------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十一万七百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円

に改め、「（実際の設計仕様の条件を基

に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）」を削り、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千百円
-------------------------------------	----------

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十八万四千四百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千百円

を

に改め、同表六の項中

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千百円
-------------------------------------	--------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万千八百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千五百円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千五百円
-------------------------------------	---------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万七千六百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千五百円

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千五百円
-------------------------------------	-----------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千五百円

に改め、同表備考中第十四号を第十六号

とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同表備考第九号中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同号を同表備考第十一号とし、同表備考第八号中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同号を同表備考第十号とし、同表備考第七号中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同号を同表備考第九号とし、同表備考中第

六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同表備考第二号中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同号を同表備考第四号とし、同表備考第一号中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同号を同表備考第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の一の項(二)、二の項(二)、五の項(二)の(2)のロの(ロ)又は六の項(二)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

二 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめ

られた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の三の項（二）の（2）のロの（ロ）又は四の項（二）の（2）のロの（ロ）に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能基準の適合性判定が義務化される建築物の対象範囲が拡大されたことにより、当該判定等に係る手数料区分を追加するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。